

平成 30 年度新潟県松くい虫被害対策推進連絡協議会

日時：平成 30 年 5 月 14 日（月）

9 時 30 分～11 時

会場：新潟県自治会館 201 会議室

開 会

あいさつ

議 事

I. 平成 29 年度松くい虫被害状況とその要因について

1. 平成 29 年度の被害状況について
2. 平成 29 年度の被害減少要因について

II 平成 30 年度松くい虫被害対策について

1. 民有林
2. 国有林

III 意見交換

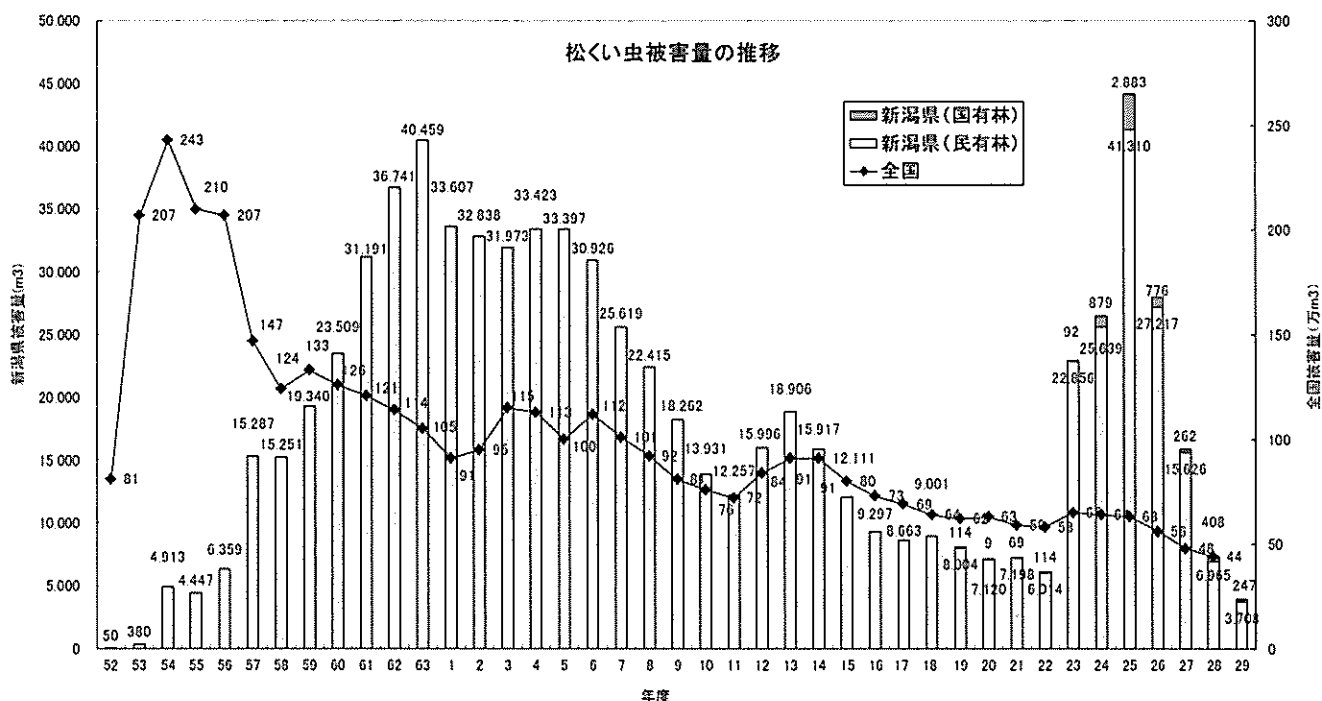
閉 会

1. 平成 29 年度松くい虫被害状況とその要因について

1. 平成 29 年度の被害状況について

(1) 全県の被害状況（民有林）

- 県内では昭和 52 年に旧六日町と旧塩沢町で初めて被害を確認。その後の被害拡大により、昭和 63 年度には 40,459 m³の被害となるものの、徹底した被害対策により約 6,000 m³まで減少。
- 下越海岸松林において平成 20 年から薬剤散布を一時中止していたことなどにより、平成 23 年度に被害量は増加に転じ、平成 25 年度には調査開始以来最大の 41,310 m³を記録。
- 守るべき松林への被害対策の徹底などにより、平成 26 年度以降は減少に転じ、29 年度被害量は 3,708 m³（対前年比 53 %）。



※新潟県（国有林）の被害量データは平成 19 年度から。

(2) 地域別の被害状況（民有林）

表 1 被害量の多い上位 5 市町村

1	2	3	4	5
新発田市	佐渡市	新潟市	胎内市	刈羽村
1,277 m ³	395 m ³	371 m ³	338 m ³	332 m ³
前年比 41%	前年比 163%	前年比 56%	前年比 33%	前年比 69%
全県比 34%	全県比 11%	全県比 10%	全県比 9%	全県比 9%

- 県内における被害量の多い上位 5 市町村は、上表のとおり。
- 全市町村の被害量は、次項のとおり。

市町村別松くい虫被害量

市町村名	H28		H29		H29/H28 割合	
	材積(m ³)	面積(ha)	材積(m ³)	面積(ha)	材積	面積
村上市	134.1	70.4	39.5	72.5	29%	103%
関川村						
粟島浦村						
阿賀町	68.0	0.5	13.6	0.2	20%	40%
新潟市	665.9	693.3	370.6	537.7	56%	78%
五泉市	54.3	58.4	72.7	76.6	134%	131%
新発田市	3,118.1	643.6	1,276.6	515.9	41%	80%
胎内市	1,021.9	474.2	337.5	447.6	33%	94%
聖籠町	296.9	158.0	215.5	138.9	73%	88%
阿賀野市	2.1	13.4	4.2	18.6	200%	139%
弥彦村	72.1	203.2	31.2	203.1	43%	100%
燕市	9.4	40.0	2.0	30.9	21%	77%
長岡市	34.8	166.5	20.7	61.1	59%	37%
見附市	19.5	40.0	1.9	77.7	10%	194%
三条市	15.6	0.0				
加茂市						
田上町	113.6	11.6	86.5	11.6	76%	100%
出雲崎町						
刈羽村	483.2	145.0	331.6	125.0	69%	86%
柏崎市	40.2	20.0	168.8	100.0	420%	500%
小千谷市						
魚沼市						
南魚沼市						
十日町市						
津南町						
上越市	436.1	33.0	260.0	2.3	60%	7%
妙高市						
糸魚川市	135.9	28.2	79.5	54.4	58%	193%
佐渡市	242.8	172.3	395.2	395.2	163%	229%
総合計	6,965	2,972	3,708	2,869	53%	97%

地域別の被害状況（民有林）は、以下のとおり。

下越地域

- 平成 29 年度被害量は 2,330 m³と大幅に減少（対前年比 43%）。
【要因】激害地である新潟管内における被害量の減（対前年比 44%）
- 平成 29 年度における全県被害量に占める新潟管内の被害割合は、平成 27 年度の約 9 割から約 6 割に減少したものの、依然としてその割合は大きいことから、被害対策の重点地区。

中越地域

- 平成 29 年度の長岡管内における被害量は 642 m³と減少（対前年比 81%）。継続した被害対策の実施が重要。

上越地域

- 平成 29 年度の被害量は 340 m³と減少（対前年比 59%）。
- 平成 28 年度に被害量が大幅増となった糸魚川市では、徹底した被害木駆除により被害量は減少に転じた（対前年比 58%）。

佐渡地域

- 高度公益機能森林等における新たな被害の発生により、被害量が 395 m³と増加（対前年比 163%）。
- トキ営巣木等保全整備受託事業等による継続した駆除を実施し、被害の拡大を防止。

2. 平成 29 年度の被害減少要因について

被害量の減少要因

- 高度公益機能森林等では、無人ヘリコプターによるきめ細やかな薬剤散布とともに、被害木の伐倒駆除を組み合わせた効果的な被害対策の実施。
- 守るべき松林の周辺部で発生した被害木について、一体的に駆除を実施。

予防事業の継続と、徹底した駆除事業の実施が重要

II 平成30年度松くい虫被害対策について

1. 民有林

(1) 方針

公益的機能の高い「守るべき松林」である高度公益機能森林及び地区保全森林を保全するため、下記の方針により被害対策を推進する。

- 「守るべき松林」の厳選

公益的機能が高く、松以外の樹種ではその機能を発揮することが困難なため、将来にわたって松林として保全する必要のある守るべき松林を厳選し、集中的な被害対策を実施する。

- 「守るべき松林」における防除対策

松くい虫被害の終息に向け、予防事業と被害木駆除を組み合わせた効果の高い防除対策を推進する。

- 被害材の移動制限

松くい虫被害の拡大を防ぐため、被害が発生している地域から、発生していない地域への被害材の移動は行わない*。

* 被害木が駆除処理前に被害発生区域から移動され、未被害区域に被害を拡大させる恐れがあることから、被害木の取り扱いについて県民及び木材関係団体などへ周知を徹底し、被害木の移動を未然に防ぐ（詳細は「松材の移動・利用に関するガイドライン」のとおり）。

<被害木の取り扱いの注意事項>

4月～9月の松類伐採は自粛する	この時期に松の生立木を伐採し林内に残置すると、残置された幹や枝がマツノマダラカミキリの産卵場所となり、次年度の被害拡大要因となる。
駆除処理をしていない被害木は、発生場所から移動しない	くん蒸等で駆除処理を行っていない被害木は次年度の被害発生源となるため、移動することで被害を拡大させることとなる。

(2) 対策

- 海岸保安林等の「守るべき松林」

市町村が実施する予防事業および被害木の伐倒駆除事業に対し、国庫補助事業を主体とした予算により徹底した支援を行う。

松くい虫防除事業	予防事業に特化。特に薬剤散布を重点支援
衛生伐（造林事業）	「守るべき松林」における被害木の伐倒駆除を支援

- 「守るべき松林」へ被害を及ぼす可能性のある松林

「守るべき松林」の周辺にある被害木の駆除事業について、県単事業により支援を行う。

松くい虫緊急駆除事業	周辺松林における被害木の伐倒駆除を支援
------------	---------------------